

令和2年第7回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和2年7月27日（月）

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 午後 13時30分

閉会時刻 午後 15時00分

議長 会長 田中金治

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩元不二夫	欠	9番	島田秀男	欠
3番	萩島保夫	欠	10番	新井稔	出
4番	細田勉	出	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	出	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	欠	13番	長堀進	欠
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	欠
出席 8名			欠席 6名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中弥一	欠	南畑1	関根和市	欠
水谷2	神山稔	欠	南畑2	谷合章	欠
鶴瀬1	横山勝之	欠	南畑3	萩原好伸	欠
鶴瀬2	星野幸夫	欠			
出席 0名			欠席 7名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷合正史	事務局主査	吉野武明
事務局主任	荒木貢	事務局主事	千島隆寛

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症に伴う対応により、委員数を削減し、農業委員8名にて開催いたします。

農業委員の出席は過半数の7名を超えており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

7 番	大曾根 高男	委員
10 番	新井 稔	委員
11 番	清水 登與雄	委員

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第3条第1項の規定による許可申請2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、全委員の賛成により「可」とした。

※議案第1-1、1-2については関連性があるため一括審議とした

○議案第1-1

議案第1-2

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については7月13日に確認し、いずれも適正に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地（所有地27,792㎡、借入地0㎡）については適正に管理されております。

・農機具所有状況…トラクター4、軽トラック1、防除機1、農業用トラック1

・従事人数…世帯員6名

- ・申請地までの通作時間… 1-1 自宅から1分
1-2 自宅から1分

② 「農作業常時従事要件」

- ・世帯員6名… 1-1 本人360日、360日 1人、150日 1人、60日 3人
1-2 本人150日、360日 2人、60日 3人

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

- ・権利取得後の耕作面積 27,792㎡

④ 「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地を確認しました。事務局説明の通り支障ないと思われれます。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○ 議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請4件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○ 議案第2-1

(事務局説明)

申請目的「工場敷地の拡張」の案件でございます。

「立地基準」

- ・10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できる場合があります。既存施設の拡張をする場合に拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当する場合は許可ができ、今回の申請はこちらに該当されると判断されます。

「一般基準」

- ・盛土 200 m³。
- ・隣地境界には新設コンクリートL型擁壁を設置。
- ・汚水・雑排水はなく、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・改良区からは、転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第2-2

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック2～3段積を設置。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金及び融資で対応することとしており、「残高証明書」「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第2-3

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。

- ・隣地境界には新設コンクリートブロック 2 段積を設置。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第 2 - 4

(事務局説明)

申請目的「駐車場」の案件でございます。

「立地基準」

- ・申請地の前面道路に上・下水道管の 2 種類が埋設されており、かつ 500 m 以内に南畑小学校及び特別支援学校の 2 以上の教育施設があることから、第 3 種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土、切土はなく整地の上、砂利敷きとする計画となっております。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック 2 段積を設置。
- ・汚水、雑排水はなく、雨水排水については砂利敷きのため、浸透させることとなっております。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区からは、転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第 3 号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認 2 件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」と承認された。

○議案第 3 - 1

(事務局説明)

本件は、平成 12 年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除

とする期日が令和3年の10月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、7月13日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

7月24日に現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

○議案第3-2

(事務局説明)

本件は、平成12年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和3年の9月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、7月13日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

所有者を7月23日に訪問し、現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

第4号議案 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員の賛成により「承認」とした。

○議案番号第4-1

- ・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

7月13日に現地を確認したところ、保全管理がされていまして。従事者は3月に亡くなりました。生前は自家消費用の野菜を作付けされておりました。

(担当委員からの説明)

訪問して従事者は生前に自家消費用の野菜作付けをされていた状況などを伺いました。現在は家族の方が管理をされており、支障がないと思われまます。

第5号議案 生産緑地の取得の斡旋について

○議長は、生産緑地の取得の斡旋2件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。

○議案第5-1

(事務局説明)

本件は、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関しての斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について(依頼)」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

希望者がいる場合は8月12日までに事務局まで報告をお願いします。

○議案第5-2

(事務局説明)

本件は、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関しての斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について(依頼)」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

希望者がいる場合は8月19日までに事務局まで報告をお願いします。

第6号議案 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

○議長は、富士見市農業振興地域整備計画の変更案に関する意見について2件を議題として上程し、産業振興課の説明の後、委員に諮り、全委員の賛成により「やむを得ない」と決定した。

第7号議案 富士見都市計画生産緑地地区の変更に対する意見について

- 議長は、富士見都市計画生産緑地地区の追加指定に対する意見について12件を議題として上程し、事務局説明後、委員に諮り、全委員の賛成により、すべて適当であるとした。

日程第3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和2年6月18日から令和2年7月17日まで)

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 | 1件 |
| (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 | 2件 |

日程第4 協議報告事項

1. 令和2年度8・1調査について
2. その他

議長は、令和2年第7回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年7月27日

議長

7番

10番

11番
